

備 前 市 事 務 事 業 評 価 シ ー ト

(平成23年度事業)

事業の概要		根拠法令・例規等	
事業開始年度	昭和41年	母子保健法	
総合計画	大項目 基本目標 02 健康でやさしさあふれるまちづくり	問 担当課(室)	保健課
	中項目 基本施策 02 健やかで生き生きしたまちづくり	合 職・氏名	健康係長・春名美郎
	小項目 施策 01 母子保健(歯科保健を含む)	合 電 話	64-1820
事務事業名	01 乳幼児健康診査事業	このシート作成に要した時間	3.5 時間

事業の目的	
対 象 (誰・何に対して)	妊産婦・乳幼児
目 的 (何のために)	疾病の早期発見、早期治療および生活習慣、歯科保健、栄養、育児などに関する指導を行うことにより、妊産婦・乳幼児の健康の保持増進を図る。
事業の意図する成果 (どのような状態にしたいのか)	乳幼児健康診査率の増加による乳幼児の異常の早期発見、早期の治療・療育と周産期からの一貫した支援による出産・育児不安の軽減

事業の実績		
細事業名	事業の説明	優先度
健康被害事業	アレルギー素因のある乳幼児を対象に健康診査、健康相談および機能訓練を実施 4か月児健診：4か月児を対象に内科健診および栄養・保健相談を月1回実施 かみかみ離乳食と歯の教室：10か月児を対象に離乳食についてなどの栄養・保健相談を月1回実施 アレルギー予防講演会を2回開催	
1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月児を対象に内科・歯科健診、心理相談および歯科・栄養・保健相談を月1回実施	
2歳児歯科健診事業	2歳児を対象に歯科健診および歯科・栄養・保健相談を月1回実施	
3歳児健康診査事業	3歳児を対象に内科・歯科健診、心理相談および歯科・栄養・保健相談を月1回実施	
妊婦乳児健康診査事業	すこやか相談室にて妊娠届出を受理し、母子健康手帳を発行 妊婦および乳児一般健康診査受診票を交付(母子保健ガイドに添付) 妊婦健診 14枚 超音波検査 4枚 血液検査 2枚 乳児健診 2枚 クラミジア抗原検査 1枚 新生児聴覚検査受診票を交付(母子保健ガイドに添付) 特定不妊治療(体外受精や顕微授精)に係る費用の一部を助成	

事業費等		単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績
事業費	直接事業費	千円	23,309	26,358	26,567
	必要人員費	千円	3.24人	20,504	3.69人
	事業費計	千円	43,813	48,558	45,469
決算額	国庫支出金	千円	5,133	5,507	5,560
	受益者負担				
	繰入金				
	市() その他()				
一般財源	千円	38,680	43,051	39,909	
受益者負担比率	%	-	-	-	

結果指標名		単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績
結果指標	結果指標量	人	1,002	993	1,016
	対前年比	%	-	99.1%	102.3%
	活動コスト	円	43,813,000	48,558,000	45,469,000
	単位当たりコスト		43,726	48,900	44,753

事業の成果		年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度目標値
乳幼児健康診査率	成果指標名	目標値(A)	85	90	90	90
		実績値(B)	84.77	84.44	86	到達目標値
		達成率(B/A)	99.73%	93.82%	95.56%	90
成果指標設定の考え方・式や説明						
乳幼児健康診査者 / 乳幼児健康診査対象者数 (H21年: 1002/1182 H22年: 993/1176 H23年: 1016/1180)						

事務事業の評価		該当する項目を から へ く 「コピー」して「貼り付け」してください	Check
妥当性の評価	市の関与の妥当性	市が実施するよう法令で義務づけられている 法令で義務づけられていないが、実施しなければ大半の市民の日常生活に支障をきたす 現在市が実施しているが、実施しなくても市民の日常生活に支障をきたさない 事業の内容が一部の受益者に偏っている 対象者は限定的であるが社会的弱者等を対象としている 現在の市を取り巻く環境からも目的・意図する成果は妥当である 事業開始当初の目的から変化してきている 事業開始当初の目的は、ほぼ達成されている 厳しい財政状況であるが、実施する必要がある	妥当性評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い
	市民ニーズ	市民・団体等から要望・要請が強い	A
効率性の評価	コスト	単位当たりコストは前年度と比較して改善している 実施方法(派遣・委託含)を見直すことでコストを下げる余地がある 事務の電子化や事務改善によりコストを下げる余地がある コスト削減の努力はしているが、下がる余地は小さい 受益者負担率は適正である 受益者負担率を見直す余地がある サービスを維持するためこれ以外、他に手段が見当たらない 現在の手段は過剰なサービスのため、改善の余地がある 最適な手段を求めて職場内で改善・研修に努めている	効率性評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い
	目的達成度	成果指標の設定は適切である 成果指標の到達目標値は達成できそうである 成果指標達成率は前年度と比較して向上している 成果指標達成率は80%未満となっている 現在の事業を継続しても成果指標の向上は期待できない 法定事務・内部管理事務 であり成果は求めにくい 事業について積極的にHPや広報等で情報提供している 事業にはNPO、ボランティア団体等が参画している	B
有効性の評価	市民参画度		有効性評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い

進行年度(H24年度)の改革改善内容	
状況	拡充 現状継続 見直し 縮小 整理統合 休止 廃止・完了
説明	妊婦一般健康診査は平成23年4月からクラミジア抗原検査が追加されるなど公費負担の拡充が続いているが、国の施策として平成24年度末以降は国庫補助が継続されるか未定のため、国や県から情報収集をしながら今後の方向性を検討していく必要がある。また、平成22年度から不妊治療支援事業として特定不妊治療にかかる費用の一部助成を開始しており、今年度も制度の周知に努める。

総合評価	
乳幼児健康診査は母子保健法に基づいた事業であり、市町村での実施が義務付けられているため、受診対象者数に合わせスタッフ数を調整することで人員費を抑制するなど効率化を図りながら実施している。妊婦健康診査は厚生労働省から子育て支援の一環として、平成21年度から妊婦一般健康診査の公費負担の拡充が求められている。妊産婦が安心して出産、育児を行え、乳幼児が自立した生活習慣を身に付けられるよう一貫した母子保健を推進する事業であり、出生率の向上や子育て世代の定住化促進に不可欠である。	総合評価 A B C D E 高や普や低 いや通やい 高 低 い い

平成25年度の方向性・取組目標	
方向性	拡充 現状継続 見直し 縮小 整理統合 休止 廃止・完了
取組目標	妊婦一般健康診査の公費負担については平成25年度以降は国庫補助が継続されるか未定のため、平成24年度中に決定された方針に基づき事業を実施する。

事業の意図する成果とつながる成果指標を設定

事業の目的、対象、内容を考えながら妥当性を評価

事業費や受益者負担比率、単位当たりコストに留意しながら効率性を評価

事業の目的やその数値目標を評価する